



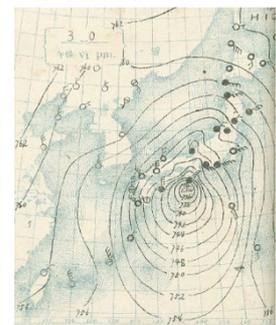
CeMI 気象防災支援・研究センター News Letter

Contents

1. 東京湾台風
2. 半割れって何？
3. お天気よもやま話 ~警戒レベル5緊急安全確保で呼びかけていること

1 東京湾台風

台風による高潮災害と言えば、すぐに思い出されるのが昭和34（1959）年の伊勢湾台風で、5000人を超える犠牲者が出て、近世の日本の気象災害では特筆されるものです。一方、東京湾では幸いにも近年は大きな高潮災害は起こっていませんが、大正6（1917）年の台風では東京湾の沿岸、特に江戸川や中川の河口沿岸から現在の千葉縣市川市や船橋市にかけて高潮によって壊滅的な被害を受けました。『東京湾台風』と呼ばれている台風です。



この台風は9月26日頃、フィリピン島の東の海上で発生、その後北上して南大東島付近を通過したあと加速しながら北東に進み、10月1日の未明に静岡県沼津市付近に上陸、東京湾のすぐ西側を通過して、東北地方から北海道を縦断してオホーツク海に抜けました。台風の最接近時に東京では最低気圧952.7hPaを観測、この値は100年以上経った現在でも破られていません。また、最大風速は南南東27.7m/sで、この記録も統計開始以来第2位の値です。気圧が低かったことによる海面の“吸い上げ効果”と強

い南寄りの風による“吹き寄せ効果”、さらには9月30日が十五夜であり、大潮の時期であったことも加わって、大きな潮位の上昇が起きました。東京湾では潮位偏差が最大で3メートルを超えた所があり、沿岸部だけではなく、内陸の広い範囲まで浸水しました。また、大雨によって増水していた河川が河口部の潮位上昇により洪水を起こし、被害が拡大しました。

この時の高潮では2回にわたって潮位が上昇、高潮が襲ったことが分かっており、潮位は2回目の方が高かったことも記録されています。これは湾口が狭く、湾奥に向かって袋状の形をした東京湾の特徴的な湾形が影響しており、湾内での振動によるものと言われています。過去の古い資料でも、台風の通過に伴って2回の高潮が発生したことが記されており、東京湾で起こる高潮についてはこうした点にも警戒が必要です。

この台風では東京湾岸を中心に1300人を超える犠牲者が出ましたが、被害は東京湾での高潮だけではなく、新潟市での信濃川の堤防決壊〔曾川切れ〕や高槻市の淀川の堤防決壊〔大塚切れ〕など、大雨や洪水の被害も大きかったことを忘れてはなりません。



2 半割れって何？

“半割れ”ということばを聞いたことがあるでしょうか？近い将来発生が危惧されている「南海トラフ巨大地震」の発生ケースの1つに対する用語で、国もこのキーワードを使って警戒を呼び掛けています。

一般的に、南海トラフ巨大地震とは「南海トラフ巨大地震の想定震源域」全体が一気にずれ動いた場合をいいます。しかし南海トラフ沿いで過去に発生した地震は「南海トラフ巨大地震の想定震源域」の緑破線を境として、東側半分のみ或いは西側半分のみが時間を空けて発生した場合が幾度かあり、しかも両者は共にマグニチュード8クラスの巨大地震でした。このように東西いずれか半分のみで発生する地震を「半割れ」と呼んでいます。ちなみに想定領域全体が一気にするケースは「全割れ」と呼んでいます。

最初の「半割れ」の地震（例えば東側）によって発生した揺れや津波で大きな被害が出ている地域で人命救助や復



旧活動に取り組んでいる最中に、最初の「半割れ」では被害が出ていなかった別の地域でも次の「半割れ」の地震（この場合は西側）が発生し、新たに人命救助や復旧活動に取り組む必要が生じることになります。東側・西側の境界が接している紀伊半島付近では、2度にわたって激しい揺れや大津波に襲われる地域があることも懸念されます。

最初の「半割れ」が発生した場合に、残りの半分で必ず巨大地震が発生する訳ではありませんが、最初の「半割れ」が発生した後の1週間以内に同規模の巨大地震が起きる確率は、通常の場合の場合と比べて100倍程度に高まるといわれています。このため気象庁は、最初の「半割れ」の地震に続いて次の巨大地震が連続して発生する可能性が高まったと判定した場合には「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」という情報を発表します。この情報が発表された場合に自治体は、次の巨大地震が発生してからでは津波避難が間に合わない沿岸部に住んでいる住民の方や、要配慮者の方に対して避難指示を発令して、1週間の事前避難を求めることとしています。

1週間の避難生活は長い不自由な期間となりますが、避難指示が発令された場合には、地元自治体の指示に従った行動をお願いします。

3 お天気よもやま話 ～警戒レベル5 緊急安全確保で呼びかけていること



緊急安全確保の行動例
(出典：内閣府HP)

警戒レベル5 緊急安全確保について、避難情報に関するガイドライン※（以下、ガイドライン）には「災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状

況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報」とあります。ポイントをまとめると「災害が発生・切迫し、立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に、直ちに身の安全を確保することを促す避難情報」となります。

上述のガイドラインの説明文の中で、もう一つの重要な

ポイントが「行動変容するよう促す」という文言です。警戒レベル4 避難指示を発令する状況までは、屋内安全確保できる方は別として、住民のみなさんは立退き避難を中心とした避難行動をとるべきとされています。一方、警戒レベル5 緊急安全確保を発令すべき状況下では、まだ危険な場所にいる住民のみなさんは、今いる場所で安全を確保するしかありません。警戒レベル5 緊急安全確保は、避難途中の被災をなくすため、住民のみなさんに対し「頭の中を切り替え、避難行動を変えましょう！」という呼びかけでもあるのです。市町村のみなさんには、立退き避難がかえって危険と考えられる場合には、警戒レベル5 緊急安全確保を躊躇なく発令していただきたいと思います。

避難情報の発令は、自市町村の住民だけでなく広く世間に現在の状況を伝えることになり、メディアや遠方に住む親戚知人からの避難の呼びかけにつながる等の効果も期待されます。市町村のみなさんにとって数多の対応を迫られる最中の判断は大変なことですが、避難情報の発令を優先すべきとされる理由のひとつがここにあると考えられます。

※参考：避難情報に関するガイドライン 令和3年5月 内閣府(防災担当) (令和4年9月更新)



掲載内容へのご意見、そのほかサービスに関するご相談・ご要望等ございましたらお気軽にご連絡ください。

NPO法人 環境防災総合政策研究機構(CeMI)

気象防災支援・研究センター

〒160-0011 東京都新宿区若葉1-22ローヤル若葉606号

<http://www.npo-cemi.com/center.html>

☎ 03-3359-7971

☎ 03-3359-7987

✉ advisory@npo-cemi.com

